

頂山の会 会則

第1条（目的）

本会は、山岳を愛好する会員をもって組織し、安全な登山を第一とし、オールラウンドな活動を実施することを目的とする。

第2条（名称）

本会は、「頂山の会」と称する。

第3条（会員）

会員は、会の活動を通して相互の親睦を図り、お互いを尊重する。

第4条（総会）

1. 総会は、本会の組織、運営、管理その他本会に関する一切の事項について決議することができる。
2. 総会は毎年1回開催する。ただし、会員の3分の1以上の要求があれば、臨時に総会を開催することができる。
3. 決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。
4. やむを得ない理由により出席できない会員は、他の会員を代理人として、議決権を委任することができる。

第5条（運営委員）

1. 本会は、次に掲げる委員を置き、総会決議によって選任する。
会長、副会長、山行管理、山行企画、会計、保険、装備、例会、新人、Web、マーリングリスト管理
2. 各委員の任期は1年とし、再任されることができる。

第6条（保険）

会員は、本会が実施する山行へ参加する場合には、本会が定める山岳保険等に参加しなければならない。

第7条（山行計画）

会員がリーダーを務める山行の実施にあたっては、事前に山行計画書を作成して本会に周知するものとする。ただし、本会において計画が危険と判断された場合には、否認される。

第8条（入会）

本会に入会するには、申込書、入会金および会費を納入し、会長および副会長の承認を得るものとする。

第9条（休会および復会）

1. 会員は、会長または副会長への申し出により、休会することができる。
2. 休会した会員は、次年度から会費を免除される。
3. 休会した会員は、会長または副会長への申し出により、復会することができる。

第10条（除名）

会員は、次に掲げる場合には、総会決議またはそれに準ずる会議の決議により、除名されることがある。

- （1）会費の納入を怠ったとき
- （2）会則の違反があったとき
- （3）会の風紀を著しく損なう行為があったとき

第11条（退会）

会員は、会長または副会長への申し出により、退会することができる。ただし、入会金、会費等は返還されない。

第12条（会計）

1. 本会の会費は年4,800円、入会金は2,000円とする。新規入会者または復会した者は、入会した月または復会した月からの月割計算額によって、会費を支払うこととする。
2. 会計年度は、毎月1月1日から12月31日までとする。

第13条（経費）

本会を運営する経費は、会費その他の収入をもって充当する。ただし、本会の承認によって、必要に応じて会員から臨時に経費を徴収することができる。

第14条（会則）

本会の会則は、総会決議またはそれに準ずる会議の決議により、変更することができる。

第15条（遭難対策）

遭難対策規定を別途設ける。

平成21年2月20日 制定

平成23年6月27日 一部改正

平成25年11月17日 一部改正

平成26年2月5日 一部改正

平成27年1月21日 一部改正